

令和6年

# 第3回前期 定例県議会追加議案

(その2)

(附 予算説明書)

群馬県



## 令和6年第3回前期定例県議会追加議案（その2）目次

第143号議案	令和5年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について……………	5頁
第144号議案	令和5年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について……………	6
第145号議案	令和5年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について……………	7
報 第 8 号	報 告 書 ……………	8

## 予 算 説 明 書 目 次

令和6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号・報告分）……………	13頁
--	-----



## 第143号議案

### 令和5年度群馬県電気事業会計剰余金の処分について

令和5年度群馬県電気事業会計未処分利益剰余金4,777,644,393円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額2,059,543,787円を控除した2,718,100,606円のうち、1,618,100,606円を建設改良積立金に、1,100,000,000円を別途積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和6年10月10日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第144号議案

### 令和5年度群馬県水道事業会計剰余金の処分について

令和5年度群馬県水道事業会計未処分利益剰余金2,236,535,533円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第1号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分額1,320,974,648円を控除した915,560,885円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和6年10月10日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 第145号議案

### 令和5年度群馬県団地造成事業会計剰余金の処分について

令和5年度群馬県団地造成事業会計未処分利益剰余金752,365,420円から群馬県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年群馬県条例第57号）第12条第1項第2号並びに第2項第1号及び第2号の規定による処分量300,668,847円を控除した451,696,573円を建設改良積立金に積み立てるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により議決を求める。

令和6年10月10日提出

群馬県知事 山本 一 太

## 報第8号

### 報 告 書

1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第3号）

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年10月10日提出

群馬県知事 山 本 一 太

## 1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第3号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,162,703千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ782,961,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日

群馬県知事 山本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		84,364,069	1,162,703	85,526,772
	3 委託金	822,848	1,162,703	1,985,551
歳入合計		781,798,969	1,162,703	782,961,672

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 総務費		30,799,259	1,162,703	31,961,962
	4 選挙費	64,189	1,162,703	1,226,892
歳出合計		781,798,969	1,162,703	782,961,672

## 専 決 理 由

衆議院議員総選挙ほか1事業の補正予算については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

予 算 説 明 書

令和6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号・報告分)

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	84,364,069	1,162,703	85,526,772
歳入合計	781,798,969	1,162,703	782,961,672

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
3 総務費	30,799,259	1,162,703	31,961,962	1,162,703			
歳出合計	781,798,969	1,162,703	782,961,672	1,162,703			



# 3 歳 出

## 第 3 款 総務費

(単位 千円)

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明						
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記		
								特定財源	一般財源			
4 選 挙 費	64,189	1,162,703	1,226,892					国庫	1,162,703			
3 衆議院議員総選挙費		1,152,377	1,152,377	1 報 酬	623			国庫	1,152,377			
				3 職員手当等	11,665	衆議院議員総選挙	1,152,377	国庫	1,152,377		・委託料	9,058
				4 共 済 費	62						・負担金	158,592
				7 報 償 費	110						・交付金	894,953
				8 旅 費	558							
				10 需 用 費	67,870							
				11 役 務 費	7,740							
				12 委 託 料	9,058							
				13 使用料及び賃借料	1,146							
				18 負担金補助及び交付金	1,053,545							
4 最高裁判所裁判官国民審査費		10,326	10,326	1 報 酬	41			国庫	10,326			
				8 旅 費	6	最高裁判所裁判官国民審査	10,326	国庫	10,326		・交付金	2,554
				10 需 用 費	7,725							
				18 負担金補助及び交付金	2,554							